

7 鳥獣保護区等区域説明

1 鳥獣保護区

番号	名称	種別	区域	面積 () 特別 鳥獣保護 地区面積	期間
1	(国指定) 剣山山系	大規模 生息地	徳島県所在国有林徳島森林管理署吉野川森林計画区 16 から 19 まで及び 23 から 27 までの各林班、28 林班に及びほの各小班、29 から 32 までの各林班、33 林班ろ 2 からろ 5 まで、は、に、へ及びイの各小班、34 林班ろ 1 からろ 3、に及びほの各小班、35 林班に、ほ、へ及びイの各小班、36 から 50 までの各林班、118 から 121 までの各林班、131 林班ろ、に及びへの各小班、132 林班、139 林班はからほまで、とからるまで、イ及びロの各小班、那賀・海部川森林計画区 133 から 135 林班、140 林班、三好市東祖谷官行造林地 8 林班、民有林三好森林計画区東祖谷 712 から 715 までの各林班及び 720 林班ロ 1 及びロ 2 の各小班、721 林班ホ及びへの各小班、民有林美馬森林計画区美馬市一宇 247 林班、248 林班二 1 及びへ 1 の各小班、民有林美馬森林計画区美馬市木屋平 555 から 562 までの各林班、民有林那賀森林計画区那賀町木沢 421 イ 1、ロから二までの各小班、422 から 431 までの各林班、432 林班イ 1 からイ 3 まで、イ 4 の 2 及びイ 4 の 3 (那賀町道剣山線以西の区域に限る。)の各小班、433 林班イの 1、イ 1 の 2、イ 1 の 4 及びイ 1 の 5 (那賀町道剣山線以西の区域に限る。)の各小班、434 林班イ 1、イ 2 及びイ 4 の各小班、民有林那賀森林計画区那賀町木頭 732 から 751 までの各林班、793 から 794 までの各林班、795 林班イ 2 からイ 5 までの各小班的区域	10,009 (1,006)	平成 21.11.1~ 令和 11.10.31
2	石井・ 月ノ宮	身近な鳥 獣生息地	名西郡石井町石井字尼寺の一般国道 192 号と町道尼寺 1 号との交点を起点とし、同所から同町道を南東へ進み一般県道神山国府線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み徳島市と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北東に進み石井町と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北西に進み標高 208 メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に下り N T T ドコモ中継所に至り、同所から歩道を北東に進み童学寺山門に至り、同所から町道城ノ内 22 号及び 31 号の各線を経て主要地方道石井神山線との交点に至り、同所から町道城ノ内 60 号、62 号、70 号、74 号及び町道石井 164 号の各線を経て町道石井 243 号との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道石井 208 号との分岐点に至り、同所から町道石井 208 号、245 号、197 号、196 号、195 号及び 22 号の各線を経て徳島大学生物資源産業学部農場に至り、同所から町道石井 28 号、29 号、1 号、14 号及び 59 号の各線を経て本条橋に至り、同所から渡内川を下り渡内橋に至り、同所から一般国道 192 号を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	656 (21)	令和 3.11.1~ 令和 13.10.31
3	南川	身近な鳥 獣生息地	那賀郡那賀町和食郷字南川 590 番 1、590 番 2、590 番 46、590 番 48、590 番 51、590 番 52、590 番 53、590 番 54、590 番 55、590 番 56、590 番 57、590 番 58、590 番 59、590 番 60、590 番 61 の徳島県有林全域	63	同
4	高城山	森林鳥獣 生息地	美馬市の高城山三角点標高 1,627.9 メートルを起点とし、同所から那賀町との境界線の稜線を西に約 2,200 メートル進み通称唐戸谷ノ瀬に至り、同所から同谷を下り通称川原谷魚止りに至り、同所から川原谷を上り川原谷出合いに至り、同所から稜線 (通称北之屋根) を北東に進み美馬市と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北東に進み美馬市と那賀町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに那賀町所在国有林徳島事業区中 (釜ヶ谷国有林) 100、101、102、103 の各林班の区域	615	同
5	神山森林 公園	身近な鳥 獣生息地	徳島市及び神山町の徳島県立神山森林公園の全域、同公園に囲まれた民有地一円、名西郡神山町鬼籠野字一ノ坂 736 番地並びに町道笠木線と林道大地の森線との交点から同林道を南東に約 100 メートル進んだ横断暗渠の地点を起点とし、同所から同林道を県道鬼籠野国府線方面に約 500 メートル進み私道との交点に至り、同所から同私道を西に進み同公園の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北、東及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	297	令和 4.11.1~ 令和 14.10.31
6	いきもの ふれあいの里	身近な鳥 獣生息地	神山町と佐那河内村との境界線と村道元山棚地線との交点を起点とし、同所から同村道を南東及び南に進み長迫の谷との交点に至り、同所から同谷を北及び東に進み府能谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み旭ヶ丸用水の取水口に至り、同所から同用水を北及び東に進み徳島県立佐那河内いきものふれあいの里昆虫観察の森に至り、同所から同森の境界線を右回りに進み林道旭ヶ丸線との交点に至り、同所	400	同

令和 5 年度鳥獣保護区等位置図 (附属冊子) | 令和 5 年 10 月

			から同村道を南に進み同村道の終点に至り、同所から稜線を東に進み村道大川原本線との交点に至り、同所から同村道を北及び東に進み小石の谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み標高 801 メートルの地点に至り、同所から小谷を北東に進み下あげ谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み村道大川原高原線との交点に至り、同所から同村道を東に約 550 メートル進み稜線との交点に至り、同所から四国電力中継所との見通し線を東に進み同村道との交点に至り、同所から同村道を北東に約 1 キロメートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を東及び北東に進み嵯峨川との交点に至り、同所から稜線を東に進み村道徳円寺線との交点に至り、同所から同村道を南及び東に進み中山谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み佐那河内村と勝浦町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同村と上勝町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同村と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
7	春森	森林鳥獣生息地	那賀郡那賀町長安の一般国道 195 号長安橋西詰を起点とし、同所から同国道を南に進み長安口ダム左岸に至り、同所から同ダムを南西に進み同ダム右岸に至り、同所から那賀川右岸を上流に進み八ヶ橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を下流に進み坂州木頭川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を上流に進み一般国道 193 号拝宮橋の対岸に至り、同所から同橋との見通し線を北に進み同橋に至り、同所から同国道を南に進み出合橋北詰に至り、同所から徳ヶ谷に通じる山道を東に進み同橋の東約 300 メートル地点にある柚子園を経て徳ヶ谷との交点に至り、同所から五郎谷に通じる山道を東に進み同谷との交点に至り、同所から稜線の交点を北東に進み長安口へ通じる山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	380	同
8	鞆奥	森林鳥獣生息地	海部郡海陽町多良字井口 1 番地の楠王神社を起点とし、同所から海部川左岸堤を東に進み同川河口に至り、同所から海岸線を南に進み那佐湾口に至り、同所から乳ノ崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸線を西に進み同町穴喰浦字那佐 341 番地の 1 に至り、同所から町道乳ノ元線を北西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み那佐湾防潮堤との交点に至り、同所から稜線を北に進み旧穴喰町と旧海部町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み馬路谷の東側の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北に進み標高 63 メートルの地点に至り、同所から起点との見通し線を北に進み同所に至る線で囲まれた一円の区域	600	同
9	大歩危	森林鳥獣生息地	三好市山城町上名の一般国道 32 号と県道上名西宇線との交点の北約 350 メートルの地点を起点とし、同所から稜線を西及び北西に進み三等三角点上名(標高 839.6 メートル)を経て標高 1024 メートルの地点(通称水無山三角点)に至り、同所から稜線を北に進み標高 989 メートルの地点に至り、同所から稜線を東に進み堂床谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み同国道堂床橋との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに同市西祖谷山村新道の JR 土讃線と通称大谷との交点を起点とし、同所から同谷を東及び北東に進み山道(通称国見街道)との交点に至り、同所から同山道を南に進み二等三角点国見山(標高 1409.1 メートル)に至り、同所から同山道を南西に進み標高 1114 メートルの地点を経て大歩危峡舟下り出発点へ通じる稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西に進み JR 土讃線との交点に至り、同所から同線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	500 (144)	同
10	板野町東部	身近な鳥獣生息地	板野郡板野町川端字富士谷の富ノ谷砂防ダム上流約 100 メートルの富ノ谷と富士谷との合流点を起点とし、同所から富士谷を上流に約 50 メートル進み谷との合流点に至り、同所から同谷を南西に進み大坂境の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北及び北東に進み鳴門市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み二等三角点藍染山(標高 414.0 メートル)に至り、同所から谷を南東に進み富ノ谷との合流点に至り、同所から同谷を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	137	令和 5. 11. 1~ 令和 15. 10. 31
11	妙見山	身近な鳥獣生息地	鳴門市撫養町岡崎の市道弁財天岡崎線と海岸線との交点を起点とし、同所から同海岸線を東に進みぼら山東端の灯台に至り、同所から海岸線を南に進み市道里浦片桐東 5 号線との交点に至り、同所から同市道、市道里浦片桐東中央線、市道里浦花面平松線、市道里浦花面北 5 号線及び市道第 2 中学校線を西に進み市道林崎弁財天線との交点に至り、同所から同市道、市道妙見山弁財天線及び市道弁財天岡崎線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	170	同
12	伊島	集団渡来地	阿南市伊島町の二子礮を起点とし、同所から海上を北北東に進み西の長礮に至り、同所から海上を北東に進み棚子島の西端に至り、同所か	455 (153)	同

			ら海岸線を東に進み同島の北端に至り、同所から海上を東北東に進み弁天島の北端に至り、同所から海上を北東に進み野辺崎の北端に至り、同所から海岸線を南に進み小浦鼻に至り、同所から海上を南に進み黒崎に至り、同所から海上を南に進み水島の東端に至り、同所から海上を南西に進み伊島の南端に至り、同所から海上を西南西に進みアシカ簷に至り、同所から海上を西南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
13	南阿波サンライン	森林鳥獣生息地	海部郡美波町日和佐浦の城山公園日和佐城を起点とし、同所から稜線を西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を東、南及び南西に進み千羽海岸を経て南阿波サンライン第1駐車場東端と丸島との見通し線との交点に至り、同所から同見通し線を北西に進み南阿波サンライン第1駐車場東端に至り、同所から同駐車場外周線を西に進み県道日和佐牟岐線（南阿波サンライン）との交点に至り、同所から同県道を北に50メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東に進み更に谷を北東に進み千羽トンネル上の稜線との交点に至り、同所から同稜線を東に進み三等三角点一ツ橋（標高245.3メートル）に至り、同所から同稜線を北東及び北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	110	同
14	牟岐大島	集団繁殖地	海部郡牟岐町の大島全島一円の区域	170	同
15	中津峰	身近な鳥獣生息地	徳島市多家良町の市道多家良西中央線と市道中津峰旧道線の交点を起点とし、同所から市道多家良西中央線を南に進み最初のヘアピンカーブに至り、同所から金谷川を上り砂防堰堤に至り、同所から東の谷を上り官行造林地の防火線を経て勝浦町との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み中津峰山の山頂を経て林道婆羅尼支線との交点に至り、同所から同林道を北東に約800メートル進みヘアピンカーブに至り、同所から稜線を東及び南東に進み市道中津峰西線に至り、同所から同市道を北東に進み市道中津宮谷線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み如意輪寺の第3駐車場に至り、同所から稜線を北東に進み市道中津峰中津線に至り、同所から同市道を東に進み市道中津峰旧道線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	131 (22)	平成26.11.1～ 令和6.10.31
16	大神子	身近な鳥獣生息地	県道徳島小松島線の勝浦浜橋北詰を起点とし、同所から勝浦川左岸を東に進み同川河口に至り、同所から海上を南東に進み大崎突端に至り、同所から大神子海岸及び小神子海岸を南に進み根井鼻の小松島市との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み日峰神社を経て県道徳島小松島線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み主要地方道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み一般国道55号との交点に至り、同所から同国道を北に進み大松川橋北詰に至り、同所から大松川左岸を北に進み多々羅川左岸に至り、同所から同左岸を東に進み同川排水樋門排水ポンプ場を経て勝浦川左岸に至り、同所から同左岸を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	850 (186)	同
17	鶴林寺	身近な鳥獣生息地	勝浦郡勝浦町大字生名字鶴ヶ屋の県道と食勝浦線の鶴峠を起点とし、同所から阿南市との境界線を南西に進みメ谷峠に至り、同所から通称丹生谷街道を北東に進み鶴林寺に至り、同所から県道鶴林寺線を東に進み県道と食勝浦線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	66	同
18	あいあいランド	森林鳥獣生息地	那賀郡那賀町横石の横石橋南詰を起点とし、同所から同橋を渡り一般国道195号に至り、同所から同国道を東に進み大久保隧道に至り、同所から稜線を北東に進み四等三角点川口（標高243.4メートル）に至り、同所から稜線を北北西に約750メートル進み同町吉野と同町大久保とを結ぶ参道に至り、同所からイヤ谷を経て稜線に至り、同所から同稜線を南東に約700メートル進みコケ山谷に至り、同所から同谷を下り一般国道195号に至り、同国道を南に進み川口橋に至り、同所から同橋を渡り那賀川右岸との交点に至り、同所から那賀川右岸を上流に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	90 (50)	同
19	黒滝山	森林鳥獣生息地	那賀郡那賀町沢谷の名古ノ瀬橋を起点とし、同所から木頭川支流泉谷を上り通称寺内谷との合流点に至り、同所から同谷を上り林道木頭名寺内線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み町道黒滝寺線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み黒滝寺に至り、同所から南西に進み通称赤滝を経て谷に沿って下り坂州木頭川に至り、同所から同川を上り起点に至る線で囲まれた一円の区域	125 (80)	同
20	日和佐大浜	身近な鳥獣生息地	海部郡美波町の県道日和佐小野線と町道大浜公園通り線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み町道国民宿舎取合線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道大浜公園通り線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道三軒屋通り線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町民グランド南入口（旧日和佐中学校裏門）に至り、同所から同町民グランドの東端にあるコンクリート塀を北に進み町道大浜公園通り線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	2	同

21	大滝山	森林鳥獣生息地	美馬市脇町字平帽子の県道美馬塩江線の相栗峠を起点とし、同所から香川県との県境を東に進み大滝山標高 946 メートルを経て民有林と江原県有林との境界線に至り、同所から同境界線を南東及び南に進み宇西俣名と字鼓尾との境界線の稜線に至り、同所から同稜線を東に進み四等三角点四ノ水(標高 843.3 メートル)に至り、同所から稜線を南東に進み阿讃中央広域農道と田尾に至る農道との分岐点に至り、同所から同農道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	450 (8)	同
22	土釜	森林鳥獣生息地	美馬郡つるぎ町一字宇一の土釜橋西詰を起点とし、同所から旧貞光町との境界線を東及び南東に進み櫻地峰標高 780 メートルに至り、同所から西に派生する稜線を西に進み一般国道 438 号に至り、同所から同国道を北に進み土釜新橋南詰に至り、同所から一般国道 438 号(旧道)を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	77	同
23	舞中島	身近な鳥獣生息地	美馬市穴吹町穴吹の新穴吹橋南詰を起点とし、同所から一般国道 192 号を西に進み同町三島字宮原の吉野川南岸堤防との合流点に至り、同所から同堤防を東に進み四国電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を北に進み吉野川北岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み一般国道 193 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	343	同
24	箸蔵	森林鳥獣生息地	吉野川上の旧池田町と旧井川町との境界線と吉野川支流鮎苦谷川との合流点を起点とし、同所から同川を上り落合谷との合流点に至り、同所から同川を上り東みよし町との境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み三等三角点箸蔵(標高 719.8 メートル)に至り、同所から稜線を東及び南東に進み四等三角点城山(標高 400.9 メートル)に至り、同所から稜線を東に下り小川谷に至り、同所から同谷を下り吉野川上の旧池田町と旧井川町との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	530 (160)	同
25	雲辺寺	森林鳥獣生息地	県道野路内三縄線停車場線と農道水谷線との交点を起点とし、同所から同県道を南に進み町道雲辺寺線との交点に至り、同所から同町道を西に進み雲辺寺へ通ずる私道との交点に至り、同所から同私道を西及び北に進み香川県との県境の国土交通省四国地方整備局雲辺寺無線中継所へ通ずる車道との交点に至り、同所から同車道を進み同中継所に至り、同所から同県境を北に進み二等三角点雲辺寺山(標高 910.7 メートル)に至り、同所から稜線を南東に下り農道水谷線に至り、同所から同農道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	100	同
26	竜ヶ岳	森林鳥獣生息地	三好市西祖谷山村の松尾川と同川支流山風呂との交点である通称マスブチを起点とし、同所から松尾川を北西に下り境谷との交点に至り、同所から同谷を東に上り旧池田町と旧井川町と旧西祖谷山村との境界線に至り、同所から同町と同村との境界線を東に進み稜線との交点に至り、同所から稜線を南に進み三等三角点貝名(標高 1,333.1 メートル)に至り、同所から稜線を南東に進み腕山牧場を経てトヤノ谷との交点に至り、同所から同谷を南に下り起点に至る線で囲まれた一円の区域	470 (100)	同
27	鮎喰川	集団渡来地	県道徳島引田線の徳島市不動本町 1 丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から鮎喰川左岸堤防上道路を東に進み飯尾川第 2 樋門を経て、更に東に進み飯尾川との合流点に至り、同所から徳島ゴルフ倶楽部の西端と水田との境界の見通し線を南に進み県道徳島吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み不動橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	100	平成 27.11.1~ 令和 7.10.31
28	四国三郎橋	身近な鳥獣生息地	県道土成徳島線と JR 高德線の交点を起点とし、同所から同県道を東に進み吉野川北岸河川敷地と水面との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み JR 高德線との交点に至り、同所から同線を南に進み吉野川南岸との交点に至り、同所から同南岸を西に進み四国三郎橋に至り、同所から同橋を北に進み県道土成徳島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	63	同
29	六条大橋	集団渡来地	板野郡上板町と名西郡石井町との境界線と六条大橋中央部との交点を起点とし、同所から徳島市国府町佐野塚字阿わじ方の四国電力送電線鉄塔を見通した線と板野郡上板町第十新田の県道土成徳島線に架かる樋門橋北詰から名西郡石井町藍畑の藍畑小学校屋上の貯水タンクを見通した線との交点に至り、同所から同貯水タンクへの見通し線を南に進み湿地と農地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み更に護岸を西に進み高瀬橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み湿地と農地との境界線との交点に至り、同所から同境界線から東に進み六条大橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	88	同
30	福井ダム湖	身近な鳥獣生息地	阿南市福井町釘打の一般国道 55 号と県道山口釘打線の交点を起点とし、同所から同国道を南に進み小野踏道橋に至り、同所から稜線を西及び北西に進み三等三角点日ノ池(標高 332.4 メートル)に至り、同所から更に稜線を北に進み下原橋右岸に至り、同所から下原橋を渡り	197	同

			稜線を西及び北に進み四国電力送電線南阿波幹線のナンバー15 鉄塔に至り、同所から同送電線を東に進み同ナンバー14 鉄塔に至り、同所から稜線を東に進み四等三角点釘打（標高 153.6 メートル）に至り、同所から更に稜線を東に進み市道釘打下原線の新釘打橋に至り、同所から同市道を南東に進み県道山口釘打線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
31	高越山	森林鳥獣生息地	吉野川市山川町奥野井、奥野井谷中流、東谷と西の谷の合流点を起点とし、同所から東の谷を南に上がり通称フジキ谷を経て吉野川市山川町と市美郷との境界線（通称ヤガロ尾）との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同市山川町と美馬市穴吹町との境界線との交点に至り、同所から高越寺参道を高越寺社寺林と官行造林との境界線の歩道を東に進み中の郷庵に至り、同所より林道楠根地中の郷線を南東に進み同林道と市道楠根地7号線との境界線との交点に至り、同所から市道楠根地7号線を北東に進み歩道（通称奥野井楠根地街道）の起点に至り、同所から同歩道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	600 (100)	同
32	鳴滝	森林鳥獣生息地	美馬郡つるぎ町一字の土釜橋を起点とし、同所から旧貞光町と旧一宇村との境界線を西に進み標高 796 メートルの地点に至り、同所から谷に向かう歩道を北西に進み鳴滝谷川との交点に至り、同所から同川に沿う歩道を北東に進み林道猿飼線との交点に至り、同所から同林道を東に進み吉野川森林計画区つるぎ町貞光の 44 林班と 46 林班との境界線との稜線との交点に至り、同所から同稜線を東に進み貞光川との交点に至り、同所から同川を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	64 (64)	同
33	鳴門 コウノトリ	希少鳥獣生息地	鳴門市大麻町の鳴門藍住大橋北詰を起点とし、同所から市道板東藍住線を北に進み市道板東南中央 1 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道池谷萩原春日橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道池谷浜田 1 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み同市道の終点に至り、同所から JR 高德線を東に渡り市道高畑居屋敷西 1 号線の終点に至り、同所から同市道を東に進み市道高畑居屋敷西中央線との交点に至り、同所から市道高畑松村竹添線を東に進み市道堀江中央線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道土池川放水路北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道第二大谷川東線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道津慈広島線との交点に至り、同所から同県道を南西及び北西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	490	同
34	高丸山	森林鳥獣生息地	勝浦郡上勝町大字旭古屋敷の三等三角点高丸（標高 1,438.8 メートル）を起点とし、同所から登山道を北北東及び東に進み標高 1,255 メートル地点に至り、同所から同登山道を南に進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を南西に約 200 メートル進んだ地点に至り、同所から同林相界を東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南東に約 170 メートル進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を西及び南西並びに南東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み古屋敷の西方旭川上流の水源に至り、同所から同水源の谷を南西に上り那賀町との境界線に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	29 (29)	平成 28.11.1～ 令和 8.10.31
35	橘	森林鳥獣生息地	阿南市津乃峰町の一般国道 55 号(旧道)と県道津乃峰筒崎線との交点を起点とし、同所から同国道を南及び南西に進み一般国道 195 号との分岐点に至り、同所から同国道を北西に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を東北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	285	同
36	轟	森林鳥獣生息地	海部郡海陽町平井の一般県道中部山溪轟公園線の王余魚谷橋を起点とし、同所から稜線を北西に進み三等三角点杉宇（標高 910.1 メートル）を経て海陽町と那賀町との境界線の稜線に至り同所から同境界線を東に進み鰻轟山の標高 1,046 メートルの地点に至り、同所から稜線を南東に進み三等三角点請ヶ峰（標高 1,009.2 メートル）の地点に至り、同所から稜線を南西に進み標高 430 メートルの地点を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	770 (120)	同
37	竜王山	森林鳥獣生息地	美馬市脇町字平帽子の県道美馬塩江線の相栗峠を起点とし、同所から同県道を南に進み市道美馬 8 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道美馬 628 号線（登山道）との交点に至り、同所から同市道を北に進み林道竜王塩江線との交点に至り、同所から同林道を北西及び南西に進み市道美馬 600 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み香川県との県境に至り、同所から同県境を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	200	同

38	滝の宮	身近な鳥獣生息地	美馬市木屋平の一般国道 438 号と県道中野木屋平線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に約 100 メートル進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を北に進み滝の宮谷に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み滝の宮谷に至り、同所から同谷を南に下り一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1	同
39	眉山	身近な鳥獣生息地	徳島市新町橋 2 丁目の天神社前の一般国道 438 号を起点とし、同所から同国道を南に進み市道西二軒屋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み園瀬橋北詰に至り、同所から園瀬川左岸を西に進み園瀬川西光寺橋に至り、同所から県道一宮下中筋線を西に進み市道一宮・下町線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道名東本線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道名東 1-2 丁目本線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道南佐古・南庄線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道南佐古山手線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道佐古・新町橋通り線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,450 (170)	平成 29.11.1~ 令和 9.10.31
40	葉王寺	身近な鳥獣生息地	海部郡美波町奥河内の葉王寺仁王門前を起点とし、同所から町道寺込 4 号線を南西に約 150 メートル進み町道寺込線との交点に至り、同所から同町道を西に約 150 メートル進み土御門神社前に至り、同所から西の稜線を北西に進み標高 146 メートルの地点に至り、同所から稜線を南西に進み四等三角点丹前（標高 166.3 メートル）に至り、同所から谷を北に進み丹前谷川との交点に至り、同所から同川を北東に進み県道日和佐上那賀線との交点に至り、同所から同県道を東に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	53 (11)	同
41	切幡・浦の池	森林鳥獣生息地	県道船戸切幡上板線と市道古田金清線との交点を起点とし、同所から同市道を北に進み市道市場東部線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道山麓東西 1 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み金清池遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を西に進み金清池管理道との交点に至り、同所から同管理道を西に進み市道金清線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道山麓東西 1 号線に至り、同所から同市道を東に進み通称ザットウ谷に至り、同所から同谷を北に進み標高 303.7 メートルの地点に至り、同所から稜線を東に進み通称棚谷に至り、同所から同谷を南西に進み市道山麓東西 1 号線に連絡する道路との交点に至り、同所から同道路を南西に進み同市道との交点に至り、同所から同市道を北東に進み阿波市市場町と市土成町との境界線との交点に至り、同所から大規模幹線農道線を北東に進み県道浦池南原線との交点に至り、同所から同県道を南に約 1 キロメートル進み市道成当浦池線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道船戸切幡上板線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	455 (26)	同
42	宮川内	森林鳥獣生息地	宮川内ダム右岸と一般国道 318 号との交点を起点とし、同所から同国道を北に進み林道相婦線との交点に至り、同所から同林道を北に 1,550 メートル進み相婦谷の合流点に架かる橋に至り、同所から同谷を北に 1,300 メートル進み香川県との境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み阿波市と上板町との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み三等三角点三ヶ峰（標高 606.4 メートル）に至り、同所から稜線を南西に 600 メートル進み更に西の稜線を進み四国のみちとの交点に至り、同所から四国のみちを南南東に進み宮川内ダムの左岸との交点に至り、同所から宮川内ダム堤上を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	422	同
43	内海	森林鳥獣生息地	県道瀬戸港線と小鳴門新橋との交点を起点とし、同所から同橋を東に進み島田島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南に進み島田島最南端に至り、更に同海岸線を北東に進み堀越橋との交点に至り、同所から同橋を南東に進み大毛島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東に進み孫崎を経て南に進み大塚製薬潮騒荘東側の交差点前に至り、同所から同交差点を経て県道鳴門公園線を北及び北西に進み神戸淡路鳴門自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南に進み神戸淡路鳴門自動車道撫養橋と鳴門市撫養町大桑島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北西に進み堂浦及び北泊を経て、更に南西に進み日出湾の防波堤と市道日出線との交点に至り、同所から稜線を北東に進み鳴門ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を南東に進み通称大谷に至り、同所から瀬戸橋南詰との見通し線を南西に進み同南詰に至り、同所から県道亀浦港櫛木線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,440	平成 30.11.1~ 令和 10.10.31
44	柴小屋	森林鳥獣生息地	名西郡神山町神領の野間谷川上流通称落合のヤゾの崖を起点とし、同所から谷を南に進み原生林北端に至り、同所から原生林に沿って南東	200 (20)	同

			に進み上勝町との境界線に至り、同所から稜線を南西及び北西に進み標高 1,200 メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に進み野間と高根との字界にある送電線鉄塔に至り、同所から稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
45	焼山寺	森林鳥獣生息地	焼山寺奥の院参道に通じる町道地中左右内線（車両進入禁止区間）と町道焼山寺線との交点を起点とし、同所から町道焼山寺線を南及び南西に進み町道地中左右内線との交点に至り、同所より町道を東及び南西に進み更に東に進み町道焼山寺線との交点に至り、同所から稜線を南西に進み通称竜王窟に至り、同所から稜線を更に南西に進み標高 797 メートルの地点に至り、同所から南西方面にある谷を下り林道横倉線との交点に至り、同所から同林道を西に進み同林道の終点に至り、同所から歩道を南に進み町道中喜来地中線との交点（西大戸峠）に至り、同所から標高 674 メートルの地点との見通し線を北西に進み同地点に至り、同所から林道焼山寺名ヶ平線と作業道釘貫線との交点との見通し線を北北東に進み同交点に至り、同所から同林道と林道地中連絡線との交点との見通し線を北東に進み同交点に至り、同所から同林道を北に進み町道焼山寺線との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	120 (20)	同
46	野鹿池	森林鳥獣生息地	三好市山城町上名の野鹿池山駐車場を起点とし、同所から三好市山城町上名字ヒラミ 958-2 と同 956-3 との地番境を南東に進み三等三角点糠池（標高 1,294.4 メートル）に至り、同所から稜線を高知県との県境に沿って南西に進み標高 1,303 メートルに至り、同所から稜線を北西に進み三好市山城町上名字ヒラミ 958-1 と同字捨山 818-4 との地番境に至り、同所から同地番境を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	10	同
47	天神丸	森林鳥獣生息地	那賀郡那賀町川成の町道剣山線の川成峠を起点とし、同所から町道を南西、南、西及び北に進み那賀町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み国有林第五次国有林野施業実施計画の吉野川森林計画区 129 林班、130 林班及び那賀町の接する地点に至り、同所から国有林第五次国有林野施業実施計画の吉野川森林計画区 130 林班、131 林班（い、は及びほ小班に限る。）、129 林班及び 128 林班からなる区域の外周を右回りに進み那賀町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	652	同
48	土柱	森林鳥獣生息地	阿波市阿波町北山の市道棚ヶ窪北山線終点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道桜ノ岡棚ヶ窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道小倉棚ヶ窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道阿讃山麓線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道赤坂四号線との交点に至り、同所から同市道を西に約 40 メートル進み里道との交点に至り、同所から同里道を稜線沿いに北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	133	令和 1.11.1～ 令和 11.10.31
49	仁賀木	森林鳥獣生息地	阿波市市場町日開谷字仁賀木の林道長谷線仁賀木小橋を起点とし、同所から仁賀木谷川を北に進みジロセ谷との交点に至り、同所から更に同川を北に約 800 メートル進み通称アゲフデ谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み徳島県と香川県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に約 200 メートル進んだ地点に至り、同所から稜線を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	174	同
50	津乃峰	身近な鳥獣生息地	阿南市見能林町の津峯参拝リフト陣ヶ丸駅を起点とし、同所から八大神社本殿との見通し線を南東に進み同神社本殿に至り、同所から参道を南に進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り、同所から同アスファルト道を南に進み市道東分長浜線との交点に至り、同所から採石場跡地西端との見通し線を北西に進み同跡地西端に至り、同所から長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から参道を東に進み津峯参拝リフト津峯神社駅に至り、同所から同リフトを東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	20 (3)	同
51	太龍寺	身近な鳥獣生息地	阿南市加茂町の太龍寺本堂を起点とし、同所から参道を北東に進み通称仁王門の四ツ辻に至り、同所から通称龍神の森との見通し線を南東に進み同森に至り、同所から三等三角点大滝寺（標高 601.5 メートル）との見通し線を南に進み同三角点に至り、同所から阿南市と那賀郡那賀町との境界線を西に進み南舎心山に至り、同所から参道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	45 (6)	同
52	大麻山	森林鳥獣生息地	鳴門市大麻町板東の大麻比古神社参道祓川橋北詰を起点とし、同所から板東谷川右岸を南西に約 100 メートル進み同神社第一駐車場南東側入口前の道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を同市北灘町方面に進み卯辰越に至り、同所から稜線を北東に進み大麻山山頂の奥宮峯神社に至り、同所から稜線を北東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から同林道を南に進み中谷川と板東谷川との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	310	令和 2.11.1～ 令和 12.10.31

53	植桜	身近な鳥獣生息地	吉野川市川島町桑村の県道神山川島線と市道新池尻1号線との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道下山田・湯吸線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道平草11号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道平草9号線との交点に至り、同所から同市道を南及び東に進み湯吸谷川に至り、同所から同川を南に進み県道植桜鴨島線との交点に至り、同所から同県道を北及び西に進み県道神山川島線との交点に至り、同所から同県道を一般国道192号方面に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	77	同
			鳥獣保護区合計53箇所 (鳥獣保護区特別保護地区合計22箇所)	26,244 (2,499)	

2 特定猟具使用禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	区域	面積	期間
1	中山	銃器	名東郡佐那河内村の一般国道438号と主要地方道勝浦佐那河内線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み主要地方道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から主要地方道勝浦佐那河内線を南西に進み村道明見谷線との交点に至り、同所から同村道を西に進み村道明見谷平尾線との交点に至り、同所から同村道を西及び北東に進み村道中央線との交点に至り、同所から同村道を北に進み村道南浦線との交点に至り、同所から同村道を北西に進み一般国道438号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	450	令和3.11.1～ 令和8.10.31
2	洪野・多家良	銃器	徳島市丈六町の市道丈六・洪野線と一般県道新浜勝浦線との交点を起点とし、同所から同県道を南に進み市道甫毛ノ脇・名護線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道多家良中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み梅ノ木谷との交点に至り、同所から同谷を南西に上り稜線に至り、同所から稜線を北に進み三角点標高141.7メートルの地点に至り、同所から市道多家良西・中央線との見通し線を西に下り同市道に至り、同所から同市道を北に進み市道八多・多家良線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道神南・金谷西線との交点に至り、同所から同市道を北に進み主要地方道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道北地線との天神橋との交点に至り、同所から同橋を北へ渡り左折して私道を進み天満神社に至り、同神社横の歩道を北に進み車道に至り、同所から同車道を東に進み市道多家良・洪野線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道丈六・洪野線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	440	同
3	松茂・笹木野	銃器	板野郡松茂町笹木野の一般国道28号と町道松茂15号との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み町道笹木野12号との交点に至り、同所から同町道を南西及び南東に進み町道松茂4号との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道豊岡31号との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道豊岡30号との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道豊岡28号との交点に至り、同所から同町道を南東及び北東に進み徳島飛行場南側場外道路との交点に至り、同所から同場外道路を東に進み町道豊岡37号との交点に至り、同所から同町道を東及び南に進み一般県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般県道鳴門徳島自動車道との交点に至り、同所から同県道を東及び南に進み町道豊岡12号との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道松茂18号との交点に至り、同所から同町道を西に進み一般県道長原港線との交点に至り、同所から同県道を北西に至り、一般国道28号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	135	同
4	高原	銃器	名西郡石井町高原の一般県道板野川島線と町道高原109号との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み町道高原4号との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道高原105号との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道高原3号との交点に至り、同所から同町道を北に進み一般県道板野川島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	50	同
5	那東	銃器	板野郡板野町羅漢の主要地方道石井引田線と主要地方道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み町道360号との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み眼鏡橋を渡り黒谷川右岸に至り、同所から同右岸を西に進み泉福寺谷川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み主要地方道石井引田線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	38	同

6	大麻南	銃器	板野郡藍住町江ノ口の鳴門藍住大橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川南岸を西に進み松橋を経て町道 53 号の川端橋に至り、同所から同橋を北に進み旧吉野川北岸に至り、同所から同北岸を東に進み一般県道松藍住線に至り、同所から同県道を北に進み市道松北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道板東南中央 2 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道板東藍住線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	137	同
7	瀬戸	銃器	鳴門市瀬戸町の瀬戸小学校北角を起点とし、同所から市道堂浦学道線を西へ進み市道日出堂浦線との交点に至り、同所から同市道を西に進み一般県道亀浦港榎木線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道日出線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み防波堤との交点に至り、同所から稜線を北東に進み鳴門ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を南東に進み通称大谷に至り、同所から瀬戸橋南詰との見通し線を南西に進み同南詰に至り、同所から一般県道亀浦港榎木線を南東に進み小鳴門新橋と一般県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	130	同
8	桑野	銃器	阿南市橋町の一般国道 195 号と一般国道 55 号の分岐点を起点とし、同所から同国道を南西に進み県道阿南相生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般国道 195 号との交点に至り、同所から同国道を北東及び南東に進み阿南第二中学校前の交差点に至り、同交差点から同国道の旧道を東に進み一般国道 55 号バイパス側道に至り、同側道を南及び南西に進み一般国道 55 号バイパスとの交点に至り、同国道バイパス南東及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	565	同
9	小勝島	銃器	阿南市福井町の忠治郎岬を起点とし、同所から稜線を西南西に進み四国電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を北北東に進み県道小勝島公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小勝島の環境整備公社橋処分場西側の汀線との交点に至り、同所から同汀線を小勝島の時計回り方向に進み通称鹿首に至り、同所から揚炭橋橋端先端との見通し線を南に進み同先端に進み同先端に至り、同所から於越岬との見通し線を南西に進み同岬に至り、同所から忠治郎岬との見通し線を西北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	300	同
10	美馬	銃器	美馬市美馬町と三好市三野町の境界線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み中野谷川との交点に至り、同所から同川を北東に上り徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み市道美馬 6 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道美馬塩江線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道脇町 428 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み野村谷川（中八橋）との交点に至り、同所から同川を南に下り吉野川中州上にあるつぎ町との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み美馬市と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,180	同
11	半田	銃器	美馬郡つるぎ町半田の一般国道 192 号と一般国道 438 号と県道半田貞光線との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び西に進み町道東山病院上線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道天皇北線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道天皇逢坂北線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道下竹天皇線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原東南線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道王子谷長瀬線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み農道吉野川中部二期線との交点に至り、同所から同農道を西に進み鹿老渡橋北岸の県道上蓮小野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み鹿老渡橋南岸の町道鹿老渡木ノ内線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道薩名小野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み半田川（半田橋）との交点に至り、同所から同川を北に下り県道半田貞光線（高橋）との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進みつるぎ町と東みよし町の境界線に至り、同所から同境界線を北に進みつるぎ町と三好市との境界線に至り、同所から同境界線を東に進みつるぎ町と美馬市との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み一般国道 438 号の美馬橋との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	247	同
12	花園	銃器	三好市三野町花園の県道勝浦三野線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を南西に進み市道花園川又線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道花園北谷線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道花園線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道勝浦三野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	55	同

13	南谷	銃器	三好市池田町南谷の市道南谷線と県道三縄停車場黒沢線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み市道大川北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川線との交点に至り、同所から同市道を南西及び東に進み林道池田漆川線との交点に至り、同所から同林道を南に進み県道大利辻線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道漆川線分岐1号支線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道漆川線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道南谷線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	56	同
14	平	銃器	三好市山城町上名の県道上名西宇線にある津屋トンネルを起点とし、同所から同県道を西に進み内石谷川との交点に至り、同所から同川を北に上り林道中内線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道小川平線との交点に至り、同所から同林道を約1,200メートル東に進み稜線に至り、同所から同稜線を南東に進み市道平中央線のヘアピンカーブに至り、更に同稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	135	同
15	台	銃器	三好郡東みよし町足代の県道鳴門池田線と黒川原谷川との交点を起点とし、同所から同川を北に上り町道西台線に通ずる堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を東に進み町道西台線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道宮谷線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道伊月谷線に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み町道伊月谷線との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	63	同
16	鯛浜	銃器	徳島市川内町加賀須野の県道川内大代線旧道と今切川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を西、南及び北に進み旧吉野川との交点に至り、同所から同川右岸を西に進みJR高德線との交点に至り、同所から同線を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東及び北に進み北島町と鳴門市との境界線上の共栄橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南に進み今切川との交点に至り、同所から同川左岸を南、東及び北に進み県道川内大代線旧道との交点に至り、同所から起点との見通し線を南に進み同所に至る線で囲まれた一円の区域	140	令和4.11.1~ 令和9.10.31
17	大寺・ 第十新田	銃器	板野郡板野町大寺の大寺橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川右岸を南に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同川右岸を北西及び南西に進み第十樋門橋南詰に至り、同所から同樋門橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北東及び南東に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同川左岸を北に進み宮川内谷川との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み豊年橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東に進み旧吉野川との交点に至り、同所から同川左岸を北及び東に進み大寺橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	40	同
18	川内	銃器	徳島市川内町鈴江南の一般国道11号吉野川大橋北詰を起点とし、同所から同国道を北に進み今切川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み宮島江湖川との交点に至り、同所から県道鳴門徳島自転車道線との見通し線を南に約70メートル進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東、南及び西に進み県道徳島環状線との交点に至り、同所から同県道を西に進み西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	842	同
19	野上橋	銃器	徳島市多家良町川縁の野上橋西詰を起点とし、同所から県道新浜勝浦線を南に約600メートル進んだ地点に至り、同所から勝浦川に設置された固定堰(せき)の天端を通る見通し線を東に進み徳島市と小松島市との境界線の交点に至り、同所から同境界線を北に進み同橋との交点に至り、同所から同橋を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	9	同
20	豊岡・長原	銃器	板野郡松茂町豊岡の今切川左岸公共岸壁と県道鳴門徳島自転車道線との交点を起点とし、同所から同県道を北東及び南東に進み臨港道路長原埠頭線との交点に至り、同所から同臨港道路を北に進み町道松茂18号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み町道豊岡12号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道鳴門徳島自転車道線との交点に至り、同所から同県道を南に進み今切川左岸河口に至り、同所から同川左岸を北に進み長原港南側堤防及び北側堤防を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	94	同
21	海南	銃器	牟岐町と海陽町との境界線と一般国道55号との交点を起点とし、同所から南東に見える岬先端との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から網代崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸線を南西に進み大里海岸東端を経て海部川河口に至り、同所から同川左岸堤を西に進み一般国道55号との交点に至り、同所から同国道を北及	1,080	同

			び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
22	阿波市市街地	銃器	阿波市阿波町西林の県道鳴門池田線と県道船戸切幡上板線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み同市市場町南大俣を経て下喜来橋西詰に至り、同所から日開谷川右岸堤防の私道を北に進み市道日開谷川線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道津田川島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道奈良坂古田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道船戸切幡上板線との交点に至り、同所から同県道を東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み県道宮川内牛島停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道横道線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道小学校前線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道藤原工業団地線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道船戸切幡上板線との交点に至り、同所から同県道を東に進み宮川内谷川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み市道古田大井線との交点に至り、同所から同市道を東に進み阿波市と上板町との境界線との交点に至り、同所から町道 486 号線を東に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から宮川内谷川左岸堤防を東に進み上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南南西に進み県道徳島吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道 318 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道香美吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み国土交通省吉野川河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み市道西原日開谷橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道鳴門池田線日開谷橋東詰に至り、同所から同県道を西に進み県道仁賀木山瀬停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道大道南 2 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道元町西原線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道岩津川久保線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道乙岩津岩津線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	3,151	同
23	西条大橋	銃器	阿波市吉野町西条の西条大橋北詰を起点とし、同所から国土交通省河川管理用道路を東北東へ約 300 メートル進んだ地点に至り、同所から同橋に平行に南南東に進み阿波市と吉野川市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西南西に約 600 メートル進んだ地点に至り、同所から同橋に平行に北北西に進み国土交通省河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を東北東に約 300 メートル進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	25	同
24	熊谷	銃器	阿波市土成町土成の県道船戸切幡上板線と市道諏訪馬場線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道北原矢松線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道工業団地 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大規模幹線農道線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道北原 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み里道との交点に至り、同所から同里道を北に進み鈴川ダム左岸との交点に至り、同所から熊谷寺本堂北側にある治山堰(えん)堤との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から車谷池北端との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から熊谷山の境の谷を北東に約 80 メートル進んだ地点に至り、同所から県道船戸切幡上板線との見通し線を南東に約 180 メートル進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	58	同
25	上馬路	銃器	三好市池田町馬路の深川谷と一般国道 192 号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み藤黒谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み深川谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	50	同
26	辻・西井川	銃器	三好市井川町辻の県道屋間辻線と一般国道 192 号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み同市井川町と同市池田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三好市と東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み美濃田大橋との交点に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	138	同
27	大原・上荒井	銃器	阿南市桑野町の県道羽ノ浦福井線と一般国道 195 号の分岐点を起点とし、同所から同国道を東に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を東に進み JR 牟岐線の霜田踏切に至り、同所から同線を北東に進み阿波橋駅を経て橋第 1 踏切と市道東分長浜線との交点に至り、同所から同市道を西に進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り、同所から採石場跡地西端との見通し線を北西に進み同所に至り、同所から長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から同	716	令和 4.11.1~ 令和 9.10.31

			市長生町と同市見能林町との境界線を北に進み同市見能林町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同市宝田町と同市長生町との境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み明谷橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
28	鷺敷工場団地	銃器	那賀郡那賀町小仁宇の一般国道 195 号と町道小原線との交点を起点とし、同所から同町道を南東、南及び東に進みわじき工業団地と山林との境界線に至り、同所から同境界線を東、南及び西に進み通称三延の溜に至り、同所から一般国道 195 号と県道竹ガ谷鷺敷線との交点との見通し線を南西に進み同交点に至り、同所から同国道を北西及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	54	令和 5. 11. 1~ 令和 10. 10. 31
29	鷺の里	銃器	那賀郡那賀町和喰郷字田野の県道阿南鷺敷日和佐線と町道食田野線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み那賀郡那賀町と阿南市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東、南及び北東に進み四等三角点北地(標高 439.8 メートル)に至り、同所から派生する稜線を南に進み大地谷川との交点に至り、同所から同川を下り町道食北地線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道食田野線との交点に至り、同所から同町道を北に進み田野橋を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	70	同
30	奥河内	銃器	海部郡美波町の町道嵐線の嵐橋南詰を起点とし、同所から同町道を北に進み町道桜町奥湯2号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道日和佐上那賀線との交点に至り、同所から同県道を西に進み永田橋との交点に至り、同所から同橋を北西に進み町道永田1号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道本村馬木線との交点に至り、同所から同町道を東に進み田々川橋北詰に至り、同所から日和佐川左岸堤防を東に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道本村7号線との交点に至り、同所から同町道を西に約 80 メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西に進み標高 120 メートルの地点を経て標高 114 メートルの地点に至り、同所から稜線を西に進み標高 169 メートルの地点に至り、同所から稜線を北西に進み標高 249 メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に進み四等三角点本村(標高 166.3 メートル)に至り、同所から稜線を南東に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道北河内奥河内線との交点に至り、同所から同県道を南に進み井ノ上橋との交点に至り、同所から同橋を経て東に進み町道井ノ上6号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道井ノ上線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道宝木1号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道北河内奥河内線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道日和佐小野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み厄除橋を経て更に南に進み町道日和佐停車場線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道港町通り線との交点に至り、同所から同町道を南に進み内ヶ磯橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み日和佐港の海岸線を北に進み南阿波サンライン鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み日和佐城に至り、同所から同境界線を南に進み四等三角点大磯(標高 128.6 メートル)に至り、同所から起点を見通した線を進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	223	同
31	清水	銃器	三好市と美馬市との境界線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を北西に進み箸ヶ谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を東に 100 メートル進み農道山田線との交点に至り、同所から同農道を東に進み市道清水山田線との交点に至り、同所から同市道を北に進み山道との交点に至り、同所から同山道を北東に 300 メートル進み三好市と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	22	同
32	辻	銃器	三好市井川町の一般国道 192 号と市道辻高なでしこ橋線との交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み市道辻線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み蓬萊橋に至り、同所から市道辻高なでしこ橋線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	10	同
33	貞光	銃器	美馬郡つるぎ町と美馬市との境界線と同町貞光の一般国道 192 号との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進みJR徳島線との交点に至り、同所から同線を西に進みJR徳島線貞光川橋梁に至り、同所から一般国道 438 号を南に進み木綿麻橋を渡り北に進み源氏谷との交点に至り、同所から同谷を上り町道西山幹線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道半田貞光線との交点に至り、同所から同県道を西に進み美馬郡つるぎ町貞光と同町半田との境界線との交点に至り、	180	同

			同所から同境界線を北に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
34	鳴門	銃器	鳴門市鳴門町の鳴門公園孫崎灯台を起点とし、同所から兵庫県南あわじ市福良丙 966 番地西端門崎との見通し線を東に進み同見通し線と兵庫県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み鳴門市里浦町里浦字恵美寿地先栗津口と兵庫県南あわじ市沼島 1 番地（三ヶ崎）との見通し線との交点に至り、同所から同見通し線を西に進み鳴門市里浦町里浦字恵美寿地先栗津口に至り、同所から旧吉野川左岸を西に進み大谷川との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み県道徳島鳴門線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道津慈広島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道第二大谷川東線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道土池川放水路北線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道堀江中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道高畑松村竹添線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道高畑居屋敷西中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道高畑居屋敷西 1 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み J R 高德線との交点に至り、同所から同線を西に横切り市道池谷浜田 1 号線の終点に至り、同所から同市道を北に進み市道池谷萩原春日橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道板東南中央 1 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道板東南中央 2 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道松北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道松南 12 号線との交点に至り、同所から市道松北中央橋線を北に進み市道松東中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を北に進み大麻山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み大麻比古神社参道祓川橋北詰に至り、同所から同境界線を北東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から同林道起点の橋を東に進み市道板東中谷線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道池谷宝幢寺線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み宝幢寺に至り、同所から稜線を北に進み高松自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み県道大谷榎木線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道姫田大谷東西線との交点（立体交差）に至り、同所から同市道を東に進み市道木津姫田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み一般国道 11 号との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道亀浦港榎木線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道明神日出線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み瀬戸小学校北角に至り、同所から海岸線を北に進み小鳴門新橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み島田島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北に進み瀬方鼻に至り、同所から同海岸線を南東に進み堀越橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み大毛島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（内海鳥獣保護区及び妙見山鳥獣保護区の区域を除く。）	8,315	同
35	中池	銃器	鳴門市大麻町姫田の中池の区域	1	同
36	恩山寺	銃器	小松島市田野町字恩山寺谷の市道恩山寺谷線母養橋を起点とし、同所から同市道を南及び南西に進み三界萬霊地藏前に至り、同所から恩山寺参拝道駐車場に至る歩道を西及び北東に進み車道との交点に至り、同所から同車道を西に進み同車道の南北の分岐点に至り、同所から同車道を北及び東に進み修行大師御尊像前に至り、同所から恩山寺境内の墓地と民有地との境界を北西及び北に進み恩山寺自然公園遊歩道に至り、同所から同遊歩道を北西及び北東に進み休憩所（東屋）前の岐路に至り、同所から同遊歩道を南東及び南に進み擁壁前の排水路との交点に至り、同所から同排水路及び谷を東に進み恩山寺参道との交点に至り、同所から同参道を北に進み恩山寺山門に至り、同所から歩道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。	4	同
37	拝原東・九反地	銃器	美馬市脇町拝原の一般国道 193 号線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み美馬市と阿波市との境界線に至り、同境界線を南に進み美馬市と吉野川市との境界線に至り、同境界線を南東に進み一般国道 192 号線との交点に至り、同所から同国道を西に進み穴吹橋交差点に至り、同所から一般国道 193 号線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。	169	同
38	別所・小島	銃器	美馬市脇町野村の県道鳴門池田線と野村谷川との交点（野村谷橋）を起点とし、同所から県道鳴門池田線を東に進み吉野川左岸（北岸）堤防との交点（稲田橋西詰）に至り、同所から同堤防を西に進み四国電	410	同

			力送電線との起点に至り、同所から同送電線を南に進み吉野川右岸(南岸)堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み、美馬市とつるぎ町との境界線に至り、同所から同境界線を北西に進み、吉野川上で野村谷川との交点に至り、同所から同川を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。		
39	徳島	銃器	徳島市北沖洲四丁目の国土交通省吉野川右岸河川管理用道路と沖洲防潮堤との交点を起点とし、同所から同防潮堤を南に進み県道徳島東インター線との交点に至り、同所から同県道を東に進みマリンピア沖洲の防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を右回りに進みマリンピア沖洲南進入道路の港湾管理道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み沖洲防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を南に進み新町川左岸との交点に至り、同所から津田木材団地臨海道路第二海岸橋西詰との見通し線を南東に進み同橋西詰に至り、同所から津田第一水面貯木場西側汀線を南に進み勝浦川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み多々羅川排水樋門に至り、同所から多々羅川右岸を北に進み県道徳島環状線下大野橋東詰に至り、同所から同県道を西に進み同橋西詰に至り、同所から市道多々羅川北堤上線を西に進み市道大野山城線新川橋南詰に至り、同所から同市道を北東に進み県道徳島環状線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から一般国道 192 号を西に進み県道鮎喰新浜線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道宮倉徳島線との交点に至り、同所から市道法花谷法花谷山線を西に進み市道配水場線との交点に至り、同所から同市道を西に進み徳島市水道局配水場に至り、同所から同配水場外周を右回りに進み法花谷配水場貯水タンクへ通じる階段との交点に至り、同所から同階段を西へ進み同貯水タンクに至り、同所から稜線を南西及び北西に進み朝宮神社に至り、同所から同神社前の水路を北に進み星河内谷川との交点に至り、同所から同川を北に約 200 メートル進み同川に架かる橋に至り、同所から市道寺山東線を西に進み一般国道 438 号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み園瀬橋北詰に至り、同所から眉山鳥獣保護区の境界線を左回りに進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を北に進み不動橋南詰に至り、同所から市道鮎喰北島田堤上線を北東に進み不動橋南詰に至り、同所から県道徳島吉野線を東に進み吉野川大橋南詰に至り、同所から県道沖ノ洲埠頭線を東に進み国土交通省吉野川右岸河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	3, 340	令和 1. 11. 1~ 令和 6. 10. 31
40	徳島市総合動植物公園	銃器	徳島市渋野町学頭の県道八多法花線と市道渋野八多線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道辻西東線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上八万渋野線との交点に至り、同所から同市道を北に進み緑のりサイクルセンター入口に至り、同所から市有地と民有地との境界線を北西に進み徳島市渋野町と同市上八万町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同町と同市方上町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三等三角点上八万(標高 229.8 メートル)に至り、同所から市有地と民有地との境界線を南東に進み森神社西側の市道森谷原田北ノ山線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道八多法花線(旧道)との交点に至り、同所から市道溜尻線を南に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	87	同
41	しらすぎ台	銃器	徳島市上八万町上中筋の県道一宮下中筋線西光寺橋東詰を起点とし、同所から園瀬川右岸を南に進み花房橋南詰に至り、同所から一般国道 438 号を西及び南に進み徳島市と名東郡佐那河内村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に約 600 メートル進んだ地点に至り、同所から稜線を北に約 250 メートル進み谷との交点に至り、同所から同谷を北西に進み夫婦溜池南端に至り、同所から同池西側汀線を北に進み徳島市一宮町東丁に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を西に進み市道宇和山 1 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道東丁本線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道一宮下中筋線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	296	同
42	大津南	銃器	鳴門市大津町の一般国道 28 号大津橋南詰を起点とし、同所から同国道を南に進み県道徳島空港線との交点に至り、同所から同県道を西に進み旧吉野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	53	同
43	小松島	銃器	徳島市大原町の大崎突端を起点とし、同所から海上自衛隊小松島航空隊北端との見通し線の海上を南東に進み同航空隊北端に至り、同所から同航空隊外周を右回りに進み県道和田島赤石線との交点に至り、同所から同県道を赤石方面に進み県道徳島小松島線との交点に至り、同所から同県道を南に進み一般国道 55 号との交点に至り、同所から同国	1, 820	同

			道を西に進み立江川橋東詰に至り、同所から立江川右岸を南西及び南東に進み県道阿南小松島線平成橋東詰に至り、同所から同県道を西及び北東に進み一般国道 55 号立江川橋西詰に至り、同所から立江川左岸を北に進み J R 牟岐線との交点に至り、同所から同線を北西に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小松島市と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み根井鼻突端に至り、同所から海岸線を北に進み小神子海岸及び大神子海岸を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域		
44	石井	銃器	名西郡石井町高原の県道高原石井線と県道徳島鴨島線（旧道）との交点（徳島バス高原停留所）を起点とし、同所から同県道を東に進み県道石井引田線との交点に至り、同所から町道高畑東 71 号線を東に進み町道高川原 27 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み J R 徳島線の城の内踏切南詰に至り、同所から町道重松 14 号線を北に進み町道重松 15 号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道大万 24 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道高原石井線との交点（光厳寺南東角）に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	444	同
45	吉野川市街地	銃器	吉野川市山川町川田の J R 徳島線と市道川田 1 号線との交点を起点とし、同所から同市道を北に進み県道井上川田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を東に進み県道船戸山川線（堤天道路）との交点に至り、同所から同県道を東に進み野郷神社北側の国土交通省河川管理用道路との交点に至り、同所から最も吉野川寄りの同管理用道路を北東に進み山川バンパーパーク北東端に至り、同所から最も川田川寄りの同管理用道路を南に進み同パーク管理棟前に至り、同所から県道船戸山川線を南に進み瀬詰橋南詰に至り、同所から吉野川堤防堤天道路を東に進みほたる川樋門を経て吉野川市と板野郡上板町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み名西郡石井町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道西麻植下浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み吉野川市鴨島町山路の市道 12 キ・山路田淵線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山ノ南・四反地線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鴨島神山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道西麻植下浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道神山川島線との交点に至り、同所から同県道を南に約 1 キロメートル進み市道栗村西谷・源光寺線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み J R 徳島線南側の市道源光寺・近久線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道下女ノ辻・西出目線との交点に至り、同所から同市道を西に進み吉野川市川島町と同市山川町との境界線との交点に至り、同所から市道西久保・岩戸線を西に進み J R 徳島線との交点に至り、同所から同線を西に約 100 メートル進み県道二宮山川線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道古城 3 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道祇園・川東線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道 193 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道奥野井阿波山川停車場線との交点に至り、同所から同県道を西及び南に進み市道川東・久宗線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道井上川田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み J R 徳島線との交点に至り、同所から同線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	2,690	同
46	穴喰・水床	銃器	海部郡海陽町の徳島県と高知県との境界線と一般国道 55 号との交点を起点とし、同所から同国道を北に進み町道古目甲浦線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道金目穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道正梶中角線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み山後 2 号橋に至り、同所から排水路を西に進み排水路トンネル入口に至り、同所から同排水路を南及び南西に進み海部郡海陽町日比原字馳馬 71 番地先に至り、同所から町道元越線を北に進み町道正梶馳馬線との交点に至り、同所から同町道を西及び北西に進み馳馬大橋に至り、同所から穴喰川を西に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路を北西に進み穴喰川との交点に至り、同所から同川を北西に進み大門堰に至り、同所から町道角坂小学校線と県道久尾穴喰浦線との交点との見通し線を北東に進み同交点に至り、同所から同県道を東に進み町道岡線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道芥附海部線との交点に至り、同所から同県道を南東及び北東に進み農道汁組 1 号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み汁組橋に至り、同所から広岡川を北西に進み通称ドガ谷との交点に至り、同所から農道汁組 1 号線終点との見通し線を北東に進み同農道終点に至り、同所から同農道を南東に進み町道広岡車ノ口線との交点に至り、同所から同町道を上広岡橋方面に進み県道芥附海部線との交	742	同

			点に至り、同所から同県道を南に進み県道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み町道八山裏線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み農道八山2号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東に進み県道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道中学校線との交点に至り、同所から同町道を北に進み穴喰中学校に至り、同所から同中学校及び県民グラウンドの外周を右回りに進み町道八坂北線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を東に進み一般国道55号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み町道乳の元線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み海部郡海陽町穴喰浦字那佐341番地の1に至り、同所から海岸線を西及び南に進み通称カクイン湾の防波堤との交点に至り、同所から同防波堤を東に進み穴喰灯台に至り、同所から海上を南東に進み鹿子居島北端を経てワレ島に至り、同所から海上を南南西に進み竹ヶ島東南端に至り、同所から海上を西南西に進み通称ミツに至り、同所から海上を西に進み二子島に至り、同所から徳島県と高知県との境界線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
47	吉野	銃器	那賀郡那賀町吉野字川口の川口橋西詰を起点とし、同所から一般国道195号を北東に進み大原歩道との交点に至り、同所から那賀川左岸との見通し線を南に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み川口橋に至り、同所から同橋を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	17	同
48	中野	銃器	美馬市美馬町字中野の市道美馬13号線と三好市三野町との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北に進み徳島県と香川県との境界線に至り、同所から同境界線を北東に進み里道との交点に至り、同所から同里道を南西に進み市道美馬13号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	45	同
49	穴吹	銃器	美馬市穴吹町穴吹の一般国道192号の穴吹新橋を起点とし、同所から穴吹川を南に進み県道田方穴吹線新市場橋に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道492号との交点に至り、同所から同国道を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	39	同
50	宮内	銃器	美馬市穴吹町口山の一般国道四九二号と県道端山調子野線との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み恋人洞門手前の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北西に進み四等三角点梅ノ窪(標高367.9メートル)の地点に至り、同所から稜線を北に進み静山荘に至り、同所から稜線を北に進み県道端山調子野線竹鼻橋に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	110	同
51	加茂	銃器	三好郡東みよし町加茂の町道加茂農免線と一般国道192号との交点を起点とし、同所から同国道を東に進み町道加茂中庄線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み加茂谷橋に至り、同所から加茂谷川を北に進み三好市との境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み県道出口太刀野線角の浦大橋との交点に至り、同所から同県道を南に進み一般国道192号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道出口太刀野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道三加茂東祖谷山線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道加茂農免線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	430	同
52	菅生蔭	銃器	三好市東祖谷菅生の市道釜ヶ谷菅生線菅生橋を起点とし、同所から同市道を南西に進み菅生谷川との交点に至り、同所から同川を北西に進み祖谷川との交点に至り、同所から同川を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	48	同
53	撫養	くくりわな	鳴門市撫養町南浜の市道南浜黒崎線とJR鳴門線との交点を起点とし、同所から同線を西に進み木津第二踏切に至り、同所から谷を北及び北西に進み標高130メートルの頂上に至り、同所から宮崎基礎建設株式会社の門との見通し線を北西に進み同門に至り、同所からNTTドコモ黒崎無線中継所電波塔との見通し線を北に進み同電波塔に至り、同所から稜線を西に進み一般国道11号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み県道鳴門公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道瀬戸撫養線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道南浜黒崎線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	400	同
54	入田	銃器	徳島市入田町月ノ宮の入田春日橋北詰を起点とし、同所から市道入田春日橋線を南に進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同市と名西郡神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み県道神山国府線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	65	令和2.11.1~ 令和7.10.31

55	吉野川河口	銃器	徳島市東吉野町2丁目の一般国道11号吉野川大橋南詰を起点とし、同所から県道徳島吉野川線を西に進み新町川樋門に至り、同所から県道徳島鳴門線吉野川橋南詰から5本目の橋脚との見通し線を北東に進み同橋脚に至り、同所から吉野川大橋南詰から5本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から阿波しらすざぎ大橋南詰から2本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から同橋東側にある吉野川中洲の北端との見通し線を北東に進み同所に至り、同所から吉野川右岸河口の河川管理区域境界標との見通し線を南東に進み同境界標に至り、同所から県道沖ノ洲埠頭線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	261	同
56	鮎喰川	銃器	徳島市不動本町1丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から同橋を南に進み市道鮎喰北島田堤上線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上鮎喰橋東詰に至り、同所から県道神山鮎喰線を南西に進み同市一宮町の鮎喰川に架かる水道橋の南詰に至り、同所から同水道橋を北に進み同水道橋北詰に至り、同所から県道鬼籠野国府線を北東に進み上鮎喰橋西詰に至り、同所から市道南岩延堤上線を北東に進み中鮎喰橋西詰に至り、同所から市道不動西堤上線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	190	同
57	勝浦	銃器	勝浦郡勝浦町大字棚野の横瀬橋東詰を起点とし、同所から町道棚野立川線を南西に進み棚野ダム南端に至り、同所から同ダムを北に進み町道横瀬立川線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み坂本川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み坂本川橋西詰に至り、同所から県道徳島上那賀線を北西に進み町道横瀬与川内線との交点に至り、同所から同町道を東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み横瀬橋西詰に至り、同所から県道新浜勝浦線を北及び東に進み同町大字沼江字今山の今宮神社前に至り、同所から同県道南側に接する今山谷川左岸を北東に進み勝浦川との合流点に至り、同所から同川左岸を北西に進み同町と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み町道生名中央線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	377	同
58	藍住	銃器	板野郡上板町第十新田の旧吉野川に架かる樋門橋南詰を起点とし、同所から同川右岸を北東、北及び東に進みJR高徳線との交点に至り、同所から同線を南に進み県道土成徳島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道徳島北灘線四国三郎橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み吉野川左岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	2,030	同
59	宮川内谷川	銃器	板野郡板野町大寺の宮川内谷川に架かる豊年橋南詰を起点とし、同所から同川右岸堤防を西に進み同郡上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み下原樋門南詰に至り、同所から同樋門を北に進み町道527号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道357号線との交点に至り、同所から同町道を北及び北西に進み泉谷川に架かる赤鳥居橋西詰に至り、同所から町道2号線を東及び南東に進み日吉橋北詰に至り、同所から同堤防を北東に進み切原橋北詰に至り、同所から町道4号線を北に進み大山谷川に架かる八坂橋北詰に至り、同所から町道395号線を南東に進み同町と同郡板野町との境界線との交点に至り、同所から同堤防を東に進み唐ノロ谷川との交点に至り、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東に進み同堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み豊年橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	56	同
60	那賀川・羽ノ浦	銃器	阿南市那賀川町中島の一般国道55号バイパスと県道中島古庄線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道羽ノ浦福井線那賀川橋北詰に至り、同所から市道古毛古庄堤防線を西に進み県道勝浦羽ノ浦線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道岩脇公園2号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み羽ノ浦山並遊歩道の起点に至り、同所から同遊歩道を北に進み同市と小松島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,560	同
61	阿南市平野部	銃器	阿南市上中町的那賀川橋南詰を起点とし、同所から県道富岡港南島線を東に進み同市辰巳町の同県道終点に至り、同所から防潮堤を南東及び南に進み派川那賀川河口左岸との交点に至り、同所から同左岸を西に進み桑野川左岸を経て同市横見町の同川を渡る水道管との交点に至り、同所から同水道管を南東に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東に進み一般国道55号桑野川大橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み派川那賀川右岸との交点に至り、同所から同	3,600	同

			<p>右岸を東に進み淡島海岸防潮堤(一部山裾)に至り、同所から同防潮堤(一部山裾)を南西に進み県道富岡港線に至り、同所から同県道を南東に進み市道中林線との交点に至り、同所から同市道を中林方面に進み市道中林線との交点に至り、同所から同市道を中林方面に進み県道戒山中林富岡港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道北の脇大浜線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道大浜中央線を経て北ノ脇海水浴場に至り、同所から同海水浴場の防潮堤を南西に進み同防潮堤の南端に至り、同所から歩道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道長浜大潟線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大潟団地海岸線との交点に至り、同所から同市道を南及び西に進み住吉神社に至り、同所から防潮堤を西に約600メートル進み答島港東岸壁との交点に至り、同所から同市津乃峰町と同市橋町との境界線を西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道を経てJR牟岐線露田踏切に至り、同所から同線を北東に進み阿波橋駅を経て橋第一踏切に至り、同所から市道東分長浜線を西に進み津乃峰鳥獣保護区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び西に進み津峯神社に至り、同所から同市見能林町と同市長生町との境界線を北に進み同町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み明谷橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道西方下大野線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み熊谷川との交点に至り、同所から同川を北及び西に進み那賀川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み畑田川との交点に至り、同所から同川を北東に進み水路との交点に至り、同所から同水路を北東に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み持井橋南詰に至り、同所から市道那賀川堤上線を東に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>		
62	宇井谷・桑野谷	銃器	<p>阿南市新野町廿枝の県道羽ノ浦福井線と県道阿南相生線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道山口鉦打線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道廿枝重友線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み桑野川右岸との交点に至り、同所から同右岸を北西及び東に進み一般国道195号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	443	同
63	牟岐・灘	銃器	<p>海部郡牟岐町大字橋のJR牟岐線辺川駅を起点とし、同所から町道辺川駅前線を東に進み町道小松線との交点に至り、同所から同町道を北に進み一般国道55号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み標柱(徳島県公安委員会牟岐署管理)に至り、同所から北東に入る道を進み谷に至り、同所から同谷を南及び西に進み町道なぎ線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道辺川2号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道辺川1号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬2号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬1号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み一般国道55号との交点に至り、同所から同国道を西に進み牟岐橋東詰に至り、同所から町道川長線を南に進み町道大坪線との交点に至り、同所から同町道を東に進み北側の山道との交点に至り、同所から同山道を東及び南に進み町道市宇谷2号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道市宇谷1号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み県道日和佐牟岐線(旧南阿波サンライン)との交点に至り、同所から同県道を北東に進み第4展望台を経て谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を西に進み小張崎を経て家谷造船所に至り、同所から漁港突堤を西に進み対岸の突堤を経て皆谷造船所に至り、同所から海岸線を南及び西に進み内妻川河口の同国道内妻大橋に至り、同所から同国道を北東に進み町道大谷1号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み山道との交点に至り、同所から同山道を西に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を西に進みJR山田トンネル上の標高137メートルの地点に至り、同所から稜線を西に進み四国電力送電線甲浦支線ナンバー7鉄塔に至り、同所から送電線を北東に進み町道不動前1号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道大山2号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道奥前線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み百々観音に向かう山道との交点に至り、同所から同山道を北西及び北東に進み谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み正観寺</p>	565	同

			に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み正観寺天照殿を経て天照殿横に至り、同所から杉谷ハイツ西側の同送電線甲浦支線ナンバー4 鉄塔との見通し線を南東に進み同鉄塔に至り、同所から送電線を北東に進み海部老人ホーム南の稜線上の同送電線甲浦支線ナンバー2 鉄塔に至り、同所から同老人ホーム北側稜線上の貯水タンクとの見通し線を北に進み同貯水タンクに至り、同所から稜線を北に進み同町大字中村と同町大字川長との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み JR 牟岐線との交点に至り、同所から同線を北及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
64	脇町・岩倉	銃器	美馬市脇町野村の県道鳴門池田線と野村谷川との交点(野村谷橋)を起点とし、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み県道大谷脇町線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道脇町 5 号線との交点(大谷川橋西詰)に至り、同所から同市道を東に進み市道脇町 17 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道脇 18 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道脇町 281 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道脇町曾江線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般国道 193 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み市道脇町 520 号線との交点(上曾江谷橋西詰)に至り、同所から同市道を南東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を南に進み吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	1,274	同
65	大川持	銃器	三好市山城町大川持の一般国道 32 号と一般国道 319 号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み青雲橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み銅山川左岸との交点に至り、同所から同左岸を西に 140 メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東に進み林道大川持線との交点に至り、同所から同林道を東に進み市道大川持 5 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川持 1 号線との交点に至り、同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大川持 3 号線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東に進み市道大川持明神線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から対岸稜線突端への見通し線を南東に進み一般国道 32 号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	25	同
66	池田	銃器	三好市井川町西井川の一般国道 192 号と一般国道 32 号との交点(四国中央橋南詰)を起点とし、同所から同国道を西に進み市道細野坂野線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道野呂内三縄停車場線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道漆川橋大利線との交点に至り、同所から同市道を南に進み同国道との交点(祖谷口橋南詰)に至り、同所から同国道を北に進み一般国道 192 号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道白地州津線との交点に至り、同所から同県道を東に進み一般国道 32 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域及び同市池田町白地の白地牧場の外周にある有刺鉄線に囲まれた区域	382	同
67	滝久保	銃器	三好郡東みよし町東山字滝久保の町道岸上滝久保線と松葉谷との交点(指出橋)を起点とし、同所から同谷を北西に進み滝久保谷川支流との交点に至り、同所から同川支流を北東に進み林道男山滝久保線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み町道男山滝久保中線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道岸上滝久保線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	62	同
68	吹	銃器	三好市井川町井内東の県道大利辻線と影谷との交点を起点とし、同所から同谷を東に進み農道榎山吹線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み農道吹正夫線との交点に至り、同所から同農道を東に進み正夫谷との交点に至り、同所から同谷を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	70	同
合計 68 箇所				41,303	

3 指定猟法禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	区域	面積	期間
1	権田・槍戸 くくりわな猟 禁止区域	くくりわな	神山町と那賀町との境界線と一般国道 193 号との交点を起点とし、同所から同国道を南に進みおおつく谷との交点に至り、同所から同谷を西に進み標高 850 メートル等高線との交点に至り、同所から同等高線を南に進み那賀郡那賀町沢谷に至り、同所から同等高線を西に進み坂州木頭川との交点に至り、同所から同川右岸標高 850 メートル等高線を東に進み同町掛盤に至り、同所から同等高線を南西に進み同町白石	11,460	令和 4.11.1~ 令和 9.10.31

			に至り、同所から同等高線を西に進み中谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み同町木頭助に至り、同所から同等高線を北西に進み東蟬谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み蟬谷との交点に至り、同所から同等高線を西に進み西蟬谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み同町木頭和無田に至り、同所から同等高線を西及び北に進み棚谷との交点に至り、同所から同等高線を南及び北に進み折宇谷との交点に至り、同所から同等高線を南及び北に進み久井谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み同町木頭北川に至り、同所から同等高線を西及び北に進み高の瀬国有林 154 林班南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み町道剣山線(剣山スーパー林道)との交点に至り、同所から同町道を北及び東に進み那賀町と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み高城山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み那賀町と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
2	橋湾鉛散弾 禁止区域	鉛散弾	阿南市福井町の於越岬を起点とし、同所から海岸線を西に進み阿南市福井町赤崎の県道福井椿泊加茂前線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道浜田船端線との交点に至り、同所から同市道を北及び北東に約 550 メートル進んだ地点に至り、同所から海岸線を北東に進み忠次郎岬の南端に至り、同所から起点を見通した線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	98	平成 30.11.1~ 令和 5.10.31
3	谷道 くくりわな猟 禁止区域	くくりわな	天狗塚登山口を起点とし、同所から稜線を南に進み天狗峠に至り、同所から高知県との県境を南に進み二等三角点安野山(標高 1,643.1 メートル)に至り、同所から同県境を西に進み三等三角点矢筈山(標高 1,606.6 メートル)に至り、同所から更に同県境を西に進み国有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進みオスノウチ谷川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、等高線 800 メートルとの交点に至り、同所から同等高線を東に進み阿佐東谷川との交点に至り、同所から同川を上流に進み亀尻峠に至り、同所から稜線を東に進み治山作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西に進み林道阿佐名頃線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み第二西山谷川との交点に至り、同所から同林道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	3,010	同
合計 3 箇所				14,568	